

駒ヶ根市議会基本条例

検証結果報告書

駒ヶ根市議会 議会機能向上推進委員会

令和4年3月18日

目次

1	趣旨	1
2	検証体制	1
3	検証方法	1
4	検証結果の公表等	1
5	経過	2
6	検証結果概要	2
7	検証結果	4

1 趣旨

駒ヶ根市議会基本条例（平成 26 年 12 月 17 日条例第 34 号。以下、「条例」という。）は、議会の基本理念・基本方針等をはじめ、市民、市の執行機関及び議会の関係を明らかにし、品格ある議会としてあるべき姿を定めた駒ヶ根市議会における最高規範の条例として、平成 26 年 12 月に議決され、平成 27 年 4 月から施行された。また、平成 28 年 11 月には、新たに災害等発生時における議会及び議員の対応を規定している。

そのような中で、今回、条例第 29 条の規定に基づき、議会機能向上推進委員会が中心となり、議会運営について条例に規定されている各条文を検証し、これまでの議会活動が条文の目的を達成しているかどうかについて議論を重ね、ここに検証結果を報告するものである。

2 検証体制

議員及び会派による評価・検証後、議会機能向上推進委員会において評価・検証を行った。

<議会機能向上推進委員会>

役職	氏名	備考
委員長	小原 茂幸	
副委員長	塩澤 康一	
委員	竹村 知子	
〃	松崎 剛也	
〃	宮下 稔	
〃	中原 茂之	
〃	池田 幸代	
議長	小林 敏夫	オブザーバー
副議長	氣賀澤 葉子	〃

3 検証方法

駒ヶ根市議会基本条例検証シートを作成し、次の区分による評価・検証を行った。

<評価区分>

区分	内容
A	達成（概ねその目的を達成したもの）
B	一部達成（一部その目的を達成したもの）
C	未達成（目的を達成できなかったもの）
D	未着手（取り組んでいないもの）

4 検証結果の公表等

- ・検証結果報告書を議会運営委員会に報告し、報告書を議長に提出
- ・検証結果報告書をホームページにて公開

5 経過

月日	会議等	内容
6月1日	議会機能向上推進委員会	事業内容の確認他
7月27日	議会機能向上推進委員会	検証方法の検討
8月18日	議会機能向上推進委員会	検証方法・スケジュール・検証シートの検討
11月5日	議会機能向上推進委員会	スケジュール確認
10月11日 ～10月31日	各議員による評価・検証	
11月1日 ～11月22日	各会派による評価・検証	
12月1日	議会機能向上推進委員会	会派提出検証シート確認
2月2日	議会機能向上推進委員会	評価・検証（前文～第17条）
2月10日	議会機能向上推進委員会	評価・検証（第18条～第29条）
2月18日	全員協議会	中間報告
2月18日 ～3月4日	評価結果（中間報告）に対する各会派の意見集約	
3月9日	議会機能向上推進委員会	評価・検証まとめ
3月17日	議会運営委員会	最終報告
3月18日	全員協議会	最終報告
3月18日	議長へ検証結果報告書を提出	
3月下旬	検証結果報告書をホームページにて公開	

6 検証結果概要

（1）評価内訳

内容	評価
A：達成（概ねその目的を達成したもの）	13
B：一部達成（一部その目的を達成したもの）	16
C：未達成（目的を達成できなかったもの）	1
D：未着手（取り組んでいないもの）	0
検証対象外	9

（2）概要

今回、平成26年の条例制定以降、初めて評価・検証を行ったが、全般的にA評価（達成）及びB評価（一部達成）が多い結果となった。基本理念・基本方針に基づき議員の責務を果たす中で、議会及び議員の資質向上をはじめ、事業評価や行政視察など委員会・会派を通じた調査研究活動、意見交換会・議会報発行・こども未来会議の開催などを通じた広報広聴活動など、市民との情報共有や市民参加の推進、市に対する政策提言など、一定の成果が上げられており、概ね目的が達成されている状況である。

一方で、C評価（未達成）はもちろんのこと、B評価の項目についても課題が明確になっていることから、今後、議員間討議の活性化や政策立案に向けた取り組み、ICTを活用した更なる情報公開・情報共有の取り組み、市民等の傍聴を促進する積極的な取り組みなど、検証結果に基づく議会全体での議論が求められる。

今後も市民ニーズや社会情勢等の変化に柔軟に対応できるよう定期的な検証を行い、開かれた議事を常に意識しながら議会改革に取り組んでいくことが必要である。

(3) 今後の主な検討事項

①第14条（採択請願への対応）

現在のところ事例がない状況であり、実情を勘案する中で見直しの検討を行う。

②第22条（議会意見の尊重）

条文について見直しの検討を行う。

③第29条（見直し手続）

見直し時期が適切かどうか検討を行う。

④政務活動費の適切な執行及び公開

令和4年度から政務活動費制度が導入されることから、条文の追加について検討を行う。

7 検証結果

前文

地方議会は、二元代表制のもと、地方公共団体の立法機能及び事務執行の監視機能を併せ持つ議事機関として、その権能を発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行に始まる地方分権の進展に伴い、その果たすべき役割や責務は重要性を増している。

駒ヶ根市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた本市の執行機関である駒ヶ根市長とともに、互いに市民の負託に応える責務を負っている。

本市の意思決定機関である駒ヶ根市議会は、住民自治の実現により、市政の発展並びに市民生活及び福祉の向上に寄与するために、次に掲げる二つを推進するものとする。

一つは、「開かれた議会」として、市民との情報共有及び市民参加を推進することであり、このために市政が直面する問題等を市民に明らかに示し、議会の議論の中に市民意見を反映する仕組みを構築する。

もう一つは、「言論の府」及び「立法の府」として、徹底した議論及び政策提言を行うことであり、このために議員間の討議を活性化するとともに、議論を尽くした上で多様な意見を集約し、政策提言及び政策立案を行う。

ここに、駒ヶ根市議会は、その基本理念、基本方針等を定め、市民、市の執行機関及び議会の関係を明らかにし、品格ある議会としてあるべき姿を定めるものとして、駒ヶ根市議会における最高規範であるこの条例を制定する。

評価・検証内容	評価区分
意見交換会や議会報の発行などを通じた市民との情報共有及び市民参加の推進、事業評価による政策提言などの取り組みを進めている。現時点において、内容・文言の改正は必要ない。	B

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、駒ヶ根市議会（以下「議会」という。）の基本理念、基本方針その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し真に市民の負託に応え、もって市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

評価・検証内容	評価区分
目的を達成するよう取り組みを進めている。	B

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者
- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関の長

評価・検証内容	評価区分
検証対象外	

(本条例の位置付け)

第3条 この条例は、議会に関する全ての例規に先んずる、議会における最高規範である。

評価・検証内容	評価区分
検証対象外	

(基本理念)

第4条 議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成する市の意思決定機関として、その自覚と誇りを持ち、住民自治の考えを基本に真の地方自治の実現に全力を挙げるものとする。

評価・検証内容	評価区分
基本理念のもとに全力を挙げ議会活動を行っている。	A

(基本方針)

第5条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる基本方針を確実に実現するものとする。

- (1) 議会及び市政について、市民との情報共有を図ること。
- (2) 議会活動の諸場面において、市民参加を推進すること。

評価・検証内容	評価区分
意見交換会や議会報の発行、議会広報モニター設置、こども未来会議の開催などを通じて広く情報共有を行っており一定の市民参加は図られているが、ICTの積極的な活用など今後も更なる情報共有と市民参加の推進が必要である。	B

- (3) 議員間の討議を大いに活性化し、政策提言及び政策立案を行うこと。

評価・検証内容	評価区分
事業評価を通じて政策提言を行っている。また、令和3年12月に「政務活動費の交付に関する条例」を制定した。	B

(議会の位置付け)

第6条 議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長等の行政運営に関する監視機能、検査機能並びに政策提言機能及び政策立案機能を併せ持ち、予算及び決算の議決をはじめとした、市政に係る様々な事件についての意思決定を行う議事機関である。

評価・検証内容	評価区分
検証対象外	

第2章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第7条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

評価・検証内容	評価区分
日々資質の向上に努め、誠実かつ公正な職務の遂行に努めている。引き続き、議員の責務を自覚し更なるレベルアップを図っていく。	B

2 議員は、市民の多様な意思を的確に把握し、必要な政策提言及び政策立案を行うとともに、議会活動について市民に対して説明に努めなければならない。

評価・検証内容	評価区分
意見交換会や事業評価を通じて意見を把握し、必要に応じて政策提言を行っている。また、議会報やホームページにおいて広報を行うなど一定の取り組みを推進している。また、現時点では事由がなく政策立案には至っていない。	B

(会派)

第8条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策提言及び政策立案のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
現在、5会派が結成され議会活動を行っており、先進的な取り組みを実施している自治体への行政視察など調査研究に取り組んでいる。また、各派代表者会を通じて、会派間の調整に努めている。	B

第3章 議案及び政策の審議及び調査

(議会の定例会の回数)

第9条 議会は、定例会の回数を年4回とする。

2 定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月にこれを招集する。ただし、必要があると認めるときは、繰上げ又は繰下げて招集することができる。

評価・検証内容	評価区分
検証対象外	

3 常任委員会及び特別委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。

評価・検証内容	評価区分
委員会審査をはじめ、事業評価や行政視察、意見交換会など精力的に活動している。	A

(議会の議決事件)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会の議決に付すべき事件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想の策定、変更及び廃止に関すること。
- (2) 友好都市の提携に関すること。

評価・検証内容	評価区分
検証対象外	

(政策提案の説明要求)

第11条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等(以下本条において「政策等」という。)について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画等における根拠又は位置づけ
- (3) 関係ある法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

評価・検証内容	評価区分
達成している。	A

(質問)

第12条 議員は、本会議において、一般質問及び緊急質問(以下本条において「質問」という。)を行うことができる。

- 2 議員は、質問を行う場合においては、質問事項を議長に通告しなければならない。
- 3 議員は、質問を行う場合においては、市政における論点及び争点を明確にするために、対面による一問一答方式等で行うことができる。
- 4 その他質問に関し必要な事項は、別に定める。

評価・検証内容	評価区分
達成している。	A

(発言の取消し勧告)

第13条 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

評価・検証内容	評価区分
検証対象外	

(採択請願への対応)

第14条 市長等は、議会が採択した請願のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

評価・検証内容	評価区分
検証対象外	

第4章 市民との情報共有

(情報共有)

第15条 議会は、議会活動に関して市民等に対し情報を公開し、市民等と情報の共有に努めなければならない。

評価・検証内容	評価区分
議会報の発行、ホームページ、YouTubeによる録画配信などを通じて広く情報公開している。引き続き、ホームページの充実などICTの積極的な活用を図り、更なる情報公開・情報共有を進めていく必要がある。	B

(会議の公開)

第16条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び各派代表者会その他の議会内会議を原則公開するとともに、市民等の傍聴を促進する積極的な取組を進めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
原則公開としているが傍聴者は少ない状況であるため、傍聴を促進する積極的な取り組みが必要である。	B

(意見交換会)

第17条 議会は、議会活動について市民等と意見交換を行う場（以下本条において「意見交換会」という。）を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。

2 意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

評価・検証内容	評価区分
市民や団体等と意見交換会を開催しており、必要に応じて政策提言するとともに議会報やホームページにおいて情報提供を行っている。	A

第5章 市民参加の推進

(市民意見の反映)

第18条 議会は、議員提案の条例等に関し、パブリックコメントの実施等様々な手法により、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
令和3年12月に制定した「政務活動費の交付に関する条例」については、パブリックコメントを実施していない。	C

(請願趣旨の聴取)

第19条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

評価・検証内容	評価区分
必要に応じて実施している。	A

第6章 議員間討議及び政策提案

(議員間討議及び意見集約)

第20条 議員は、あらゆる会議において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くさなければならない。

評価・検証内容	評価区分
委員会審査や事業評価などにおいては一定程度できているものの、討議を尽くすまでには至っていない。議員間討議の本質を再認識するとともに、研修会などを通じて討議の質を高める必要がある。	B

2 議長、委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
達成している。	A

(政策提言等)

第21条 議会は、議員間での討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
事業評価においては、要望・提言書を作成し市に対して政策提言を行っている。また、令和3年12月に「政務活動費の交付に関する条例」を制定した。引き続き、議員間討議の活性化を図るとともに条例制定に向けた研修会の開催などを企画する。	B

(議会意見の尊重)

第22条 市長等は、予算及び政策の策定過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するものとする。

評価・検証内容	評価区分
検証対象外	

(議員研修)

第23条 議会は、議員の政策提言能力及び政策立案能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

評価・検証内容	評価区分
全員協議会において幅広い分野における各種研修を実施している。政策提言・政策立案能力の向上を目的とした研修会を企画するなど、引き続き積極的に実施する。	B

第7章 政治倫理及び議員報酬

(政治倫理)

第24条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

評価・検証内容	評価区分
概ね達成できている。引き続き、市民の代表として高い倫理観と品位の保持に努める。	B

(議員報酬)

第25条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。

2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、市長に対して駒ヶ根市特別職等報酬審議会への諮問を求め、市民等の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

評価・検証内容	評価区分
これまでに議員報酬についての議論はしていないが、必要に応じて改定の検討を行う。	A

第8章 災害等発生時の危機管理

(災害等発生時における議会の活動)

第26条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害及び重大な事故(以下この章において「災害等」という。)が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
災害等対策会議設置要綱、災害時危機管理指針、災害危機管理行動マニュアルを策定し体制整備に努めている。	A

2 前項の場合において、議長は、議会としての対応策を協議又は調整するための会議を必要に応じて開催するものとする。

評価・検証内容	評価区分
新型コロナウイルス感染症対策として令和2年4月に災害等対策会議を設置し対応策等の協議を行った。今後も災害等の発生状況に応じて対応する。	A

3 議会は、災害等の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対する情報提供、提言等を行い、かつ、関係機関に対する要請を行うものとする。

評価・検証内容	評価区分
新型コロナウイルス感染症対策として令和2年4月・5月に市に対して提言書を提出した。今後も災害等の発生状況に応じて対応する。	A

(災害等発生時における議員の活動)

第27条 議員は、災害等が発生した場合は、議会の災害時危機管理の方針に基づき、必要な役割を果たすものとする。

評価・検証内容	評価区分
達成している。	A

第9章 議会事務局の充実

(議会事務局)

第28条 議会は、議員の政策提言機能及び政策立案機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

評価・検証内容	評価区分
概ね達成しているが、更なる機能強化及び組織体制の充実に求める。	B

2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展に心がけ、行動するものとする。

評価・検証内容	評価区分
達成している。	A

第10章 見直し手続

(見直し手続)

第29条 議会は、一般選挙を経た任期開始ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加えるとともに、見直しが必要と判断したときは、市民等の意見を聴取し、適切な措置を講ずるものとする。

評価・検証内容	評価区分
今後も社会情勢の変化等を勘案し定期的な検証を図る。見直し時期については今後検討する。	B